

平成十年法務省令第四十七号

投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則  
中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三十三条において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二百二十条に基づき、中小企業等投資事業有限責任組合契約登記規則を次のように定める。

**第一条** 投資事業有限責任組合契約に関する法律  
(平成十年法律第九十号。以下「投資組合法」という。) 第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号。以下「事業組合法」という。) 第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約(以下「組合契約」と総称する。)の登記の取扱手続は、この省令の定めるところによる。

**第二条** 組合契約の登記簿は、登記簿の種類に従い、別表第一又は第二の上欄に掲げる各区に区分した登記記録をもつて編成する。

## （印鑑の提出）

**第三条** 印鑑の提出は、当該印鑑を明らかにした書面をもってしなければならない。この場合においては、印鑑を提出する者は、その書面に次

においては、白銀を折り立てる者は、その書面に次に掲げる事項のほか、氏名、住所、所定の日及び登記所の表示を記載し、押印（第三項第二号イ、第三号イ及び第四号イの場合）にて、二号

該各号の印鑑を提出する者が押印するときは、  
当該登記所に提出している印鑑に係るものに限  
る。しなければならない。

一 投資事業有限責任組合又は有限責任事業組  
合（以下「組合」と総称する。）の名称

二 組合の主たる事務所

2 五 四 三 二 資 格 氏名  
出生の年月日  
印鑑を提出する者が次の各号に掲げる者であ

るときは、前項の書面には、同項第四号に掲げる事項に代えて、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

二 投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者) 当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所並びに当該代表者の資格及び氏名(当該代表者が法人である場合にあっては、氏名に代え、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所並びに当該代表者の職務を行うべき者の氏名)

三 有限責任事業組合の組合員又は清算人が法人である場合におけるその職務を行うべき者(当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所並びに当該職務を行うべき者の氏名)

第一項の書面には、次の各号に掲げる印鑑を提出する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を添付しなければならない。ただし、同項の書面の提出を受ける登記所において登記がされている法人若しくは有限責任事業組合又は同項の書面に会社法人等番号(投資組合法第三十三条又は事業組合法第七十三条において準用する商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第七条に規定する会社法人等番号)を記載した法人の代表者の資格を証する書面又は有限責任事業組合の登記事項証明書については、この限りでない。

一 投資事業有限責任組合の無限責任組合員若しくは清算人又は有限責任事業組合の組合員若しくは清算人(法人である場合を除く。)

第一項後段の規定により同項の書面に押印した印鑑につき市町村長・特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。以下この条及び第七条において同じ。)の作成した証明書で作成後三月以内のもの

三 投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人である有限責任事業組合の組合員又は清算人（当該組合員又は清算人が法人である場合にあっては、当該組合員又は清算人の職務を行うべき者）次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面

口 当該組合員又は清算人が登記所に印鑑を提出している場合 登記所の作成した当該有限責任事業組合の登記事項証明書で作成後三月以内のもの

ロ 当該組合員又は清算人が登記所に印鑑を提出していない場合 イに定める書面及び

四 第一項後段の規定により同項の書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を作成後三月以内のもの  
有限責任事業組合の組員又は清算人が注

人である場合における当該組合員又は清算人の職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面  
イ 当該代表者が登記所に印鑑を提出している場合 登記所の作成した当該代表者の资格を証する書面で作成後三月以内のもの  
ロ 当該代表者が登記所に印鑑を提出していない場合

ない場合 イに定める書面及び第一項後段の規定により同項の書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書で作成後三月以内のもの

有限責任事業組合の組合員又は清算人が法人である場合における当該組合員又は清算人の職務を行うべき者(前号に掲げる者を除く)。次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面

イ 当該法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者。以下この号において同じ。）が登記所に印鑑を提出している場合（登記所が作成した当該法人の代表者の資格を証する書面で作成後三月以内のもの及び当該法人の代表者が当該指名された者の印鑑に相違ないことを保証した書面で当該登記所に提出している印鑑を押印したもの）  
ロ 当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出していない場合（登記所が作成した当該法人の代表者の資格を証する書面で作成後三ヶ月以内のもの、当該法人の代表者が当該指名された者の印鑑に相違ないことを保証した書面及び当該書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書で作成後三月以内のもの）





**第一条** この省令は、有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）の施行の日から施行する。

第二条 この令

和三十八年法律第二百二十五条号)第四条に規定する事務について不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第二百二十四号。以下「整備法」という。)第五十一条第三条第二項の規定による指定(同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。)を受けていない登記所における有限責任事業組合契約の登記に関する登記簿の編成、印鑑の提出、登記簿の謄本又は抄本の交付その他の電子情報処理組織によつて取り扱わない事務に係る手続については、商業登記法第四条に規定する事務について整備法第五十三条第二項の規定による指定を受けるまでの間は、当該事務に関する手続の例による。

2 商業登記法第四条に規定する事務について整備法第五十三条第二項の規定による指定を受けた場合における登記用紙をもつて編成する有限責任事業組合契約の登記簿の改製及びその印鑑ファイルの記録の磁気ディスクへの記録の手続についても、当該事務に関する手続の例によつる。

附 則 (平成一八年二月九日法務省令第  
一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、会社法の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成一〇年八月一日法務省令第  
四九号)

この省令は、整備法の施行の日(平成二十一年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成二一年三月一六日法務省令  
第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年八月二六日法務省令  
五号)

(施行期日)

第一 条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年二月三日法務省令第  
二五号)

この省令は、この省令は、公布の日から施行する。

附 則  
（平成二十七年九月二十五日法務省令抄）

附 則（平成二八年三月二四日法務省令  
第一三号）  
この省令は、平成二十八年四月一日から施行  
する。

附  
貝  
(平成二八年四月二〇日法務省令)  
**第三二号** 抄  
**(施行期日)**  
この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

附 則（令和三年一月二九日法務省令第  
二号）抄

第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年二月十五日）から施行する。

附 告 (令和四年八月三日法務省令第三四号) 抄  
(施行期日)

この省令は、会社法の一部を改正する。法律附則第一条规定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。  
（昭和五年六月二二日法律令第  
三一号）

附 則（令和六年四月一六日法務省令第  
二八号）

この省令は、令和六年十月一日から施行する。

(施行期日) 三二号 抄  
（二〇〇〇年六月二四日）

この省令は、令和六年六月二十四日から施行する。ただし、第一条中不動産登記規則第三条の二の改正規定、第二条の改正規定、第三条の

改正規定（商業登記規則第三十二条の改正規定を除く。）、第四条の改正規定、第五条の改正規定（効率化促進法による第三二二条の二）

改正規定を除く。）、第六条の改正規定、第九条から第十二条までの改正規定、第十三条の改正規定（動産・債権譲渡登記規則第三十一条の二の

規定（船舶登記規則第四十九条中「第五条」を「第三条の二、第五条」に改める部分に限る。）、第十四条の改正規定（農業用動産抵当登